ASBJ

2025 年 4 月 23 日

中間作成基準等に企業会計基準公開草案 84 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」を反映させたイメージ

企業会計審議会が 1998 年（平成 10 年）3 月 13 日に公表した「中間連結財務諸表等の作成基準」及び「中間連結財務諸表等の作成基準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」という。）に企業会計基準公開草案第 84 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」（以下「公開草案」という。）を反映したイメージは、次のとおりである（変更部分に下線を付している。）。

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
中間連結財務諸表等の作成基準	**中間連結財務諸表等の作成基準**
中間連結財務諸表作成基準	**中間連結財務諸表作成基準**
第一　一般原則	**第一　一般原則**
一　<u>第二種</u>中間連結財務諸表<u>（以下「中間連結財務諸表」という。）</u>は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。	一　中間連結財務諸表は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。
二　中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間財務諸表を基礎として作成しなければならない。	二　中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間財務諸表を基礎として作成しなければならない。
三　前事業年度において連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、中間会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	三　前事業年度において連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、中間会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
第二　作成基準	**第二　作成基準**

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
一　中間連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。ただし、中間会計期間に係る企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、簡便な決算手続によることができる。（注1）（注2） また、中間連結株主資本等変動計算書は、連結株主資本等変動計算書に準じて作成する。 なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準、表示方法及び注記事項は、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」による。	一　中間連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。ただし、中間会計期間に係る企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、簡便な決算手続によることができる。（注1）（注2） なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準、表示方法及び注記事項は、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」による。
二　親会社及び連結される子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、中間会計期間を含む事業年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、年度決算と同様の方法により計算する。ただし、中間会計期間を含む事業年度の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。 なお、税効果会計については、「税効果会計に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（以下「中間税効果適用指針」という。）による。	二　親会社及び連結される子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、中間会計期間を含む事業年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、年度決算と同様の方法により計算する。ただし、中間会計期間を含む事業年度の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。
第三　表示方法 中間連結財務諸表の表示方法は、連結財務諸表に準ずる。ただ	**第三　表示方法** 中間連結財務諸表の表示方法は、連結財務諸表に準ずる。ただ

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
し、資産、負債、資本、収益及び費用の科目は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	し、資産、負債、資本、収益及び費用の科目は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。
第四　注記事項 中間連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 **1　連結の範囲等** (1)　連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項 (2)　上記(1)の事項について重要な変更が行われた場合には、その旨及びその理由 **2　中間決算日の差異** 子会社の中間決算日が中間連結決算日と異なるときは、連結のため当該子会社について特に行った中間決算手続の概要 **3　会計処理の原則及び手続等** (1)　重要な資産の評価基準及び減価償却の方法等 (2)　中間決算に当たり上記(1)の事項について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額 (3)　前事業年度の連結財務諸表の作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、前事業年度に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当事業年度に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及	**第四　注記事項** 中間連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 **1　連結の範囲等** (1)　連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する重要事項 (2)　上記(1)の事項について重要な変更が行われた場合には、その旨及びその理由 **2　中間決算日の差異** 子会社の中間決算日が中間連結決算日と異なるときは、連結のため当該子会社について特に行った中間決算手続の概要 **3　会計処理の原則及び手続等** (1)　重要な資産の評価基準及び減価償却の方法等 (2)　中間決算に当たり上記(1)の事項について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額 (3)　前事業年度の連結財務諸表の作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、前事業年度に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当事業年度に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
び手続との間に相違がみられるときは、その旨及び影響額 (4)　子会社の採用する会計処理の原則及び手続で親会社及びその他の子会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (5)　連結に当たっての子会社の資産及び負債の評価方法 **4　その他の注記事項** (1)　事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報並びに海外売上高 (2)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (3)　貸倒引当金又は減価償却累計額が、資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額 (4)　保証債務その他の偶発債務 (5)　中間連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (6)　企業集団の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項 (7)　1株当たり中間純損益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに中間期の1株当たり純資産額（注3）	び手続との間に相違がみられるときは、その旨及び影響額 (4)　子会社の採用する会計処理の原則及び手続で親会社及びその他の子会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (5)　連結に当たっての子会社の資産及び負債の評価方法 **4　その他の注記事項** (1)　事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報並びに海外売上高 (2)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (3)　貸倒引当金又は減価償却累計額が、資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額 (4)　保証債務その他の偶発債務 (5)　中間連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (6)　企業集団の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項 （新　設）
中間財務諸表作成基準 **第一　一般原則**	**中間財務諸表作成基準** **第一　一般原則**

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
一　第二種中間財務諸表（以下「中間財務諸表」という。）は、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。	一　中間財務諸表は、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。
二　前事業年度において採用した会計処理の原則及び手続は、中間会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	二　前事業年度において採用した会計処理の原則及び手続は、中間会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
第二　作成基準 一　中間財務諸表は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。ただし、中間会計期間に係る企業の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、簡便な決算手続によることができる。（注 1）（注 2）（注 3） また、中間個別株主資本等変動計算書は、個別株主資本等変動計算書に準じて作成する。 なお、中間キャッシュ・フロー計算書の作成基準、表示方法及び注記事項は、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」による。	**第二　作成基準** 一　中間財務諸表は、原則として年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成しなければならない。ただし、中間会計期間に係る企業の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、簡便な決算手続によることができる。（注 1）（注 2） なお、中間キャッシュ・フロー計算書の作成基準、表示方法及び注記事項は、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」による。
二　法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、年度決算と同様の方法により計算する。ただし、中間会計期間を含む事業年度の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。	二　法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金については、年度決算と同様の方法により計算する。ただし、中間会計期間を含む事業年度の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
なお、税効果会計については、「税効果会計に係る会計基準」及び中間税効果適用指針による。	
三　自己株式の処分及び消却（企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「自己株式等会計基準」という。）第 10 項及び第 11 項）の会計処理の結果、中間決算日において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合には、中間決算において、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）で補てんする（自己株式等会計基準第 12 項）。	（新　設）
第三　表示方法 中間財務諸表の表示方法は、財務諸表に準ずる。ただし、資産、負債、資本、収益及び費用の科目は、中間会計期間に係る企業の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	**第三　表示方法** 中間財務諸表の表示方法は、財務諸表に準ずる。ただし、資産、負債、資本、収益及び費用の科目は、中間会計期間に係る企業の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。
第四　注記事項 中間財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)　中間決算のために採用されている主要な会計処理の原則及び手続の概要 (2)　中間決算に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額 (3)　前事業年度の財務諸表の作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、前事業年度に係る中間	**第四　注記事項** 中間財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)　中間決算のために採用されている主要な会計処理の原則及び手続の概要 (2)　中間決算に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額 (3)　前事業年度の財務諸表の作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、前事業年度に係る中間

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当事業年度に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときは、その旨及び影響額 (4)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (5)　貸倒引当金又は減価償却累計額が資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額 (6)　保証債務その他の偶発債務 (7)　中間連結財務諸表を作成していない場合には、関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (8)　中間財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (9)　企業の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項 (10)　1株当たり中間純損益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに中間期の1株当たり純資産額（注4）	財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当事業年度に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときは、その旨及び影響額 (4)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (5)　貸倒引当金又は減価償却累計額が資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額 (6)　保証債務その他の偶発債務 (7)　中間連結財務諸表を作成していない場合には、関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (8)　中間財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (9)　企業の財政状態及び経営成績を判断するために重要なその他の事項 （新　設）
中間連結財務諸表等の作成基準注解	**中間連結財務諸表等の作成基準注解**
中間連結財務諸表作成基準注解 **（注1）　中間配当の取扱いについて** 親会社及び子会社の利益処分について連結会計期間の利益に	**中間連結財務諸表作成基準注解** **（注1）　中間配当の取扱いについて** 親会社及び子会社の利益処分について連結会計期間の利益に

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
係る処分を基礎として連結決算を行う方法によっている場合には、中間配当についても同様に処理するものとする。	係る処分を基礎として連結決算を行う方法によっている場合には、中間配当についても同様に処理するものとする。
（注 2）　簡便な決算手続の適用について 中間連結財務諸表を作成するに当たっての簡便な決算手続の適用例としては、次のようなものがある。 イ　連結会社相互間の債権の額と債務の額に差異がみられる場合には、合理的な範囲内で、当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去することができる。 ロ　連結会社相互間の取引によって取得したたな卸資産に含まれる未実現損益の消去に当たっては、中間期末在庫高に占める当該たな卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積もって計算することができる。	**（注 2）　簡便な決算手続の適用について** 中間連結財務諸表を作成するに当たっての簡便な決算手続の適用例としては、次のようなものがある。 イ　連結会社相互間の債権の額と債務の額に差異がみられる場合には、合理的な範囲内で、当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去することができる。 ロ　連結会社相互間の取引によって取得したたな卸資産に含まれる未実現損益の消去に当たっては、中間期末在庫高に占める当該たな卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積もって計算することができる。
（注 3）　1 株当たり中間純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益並びに中間期の 1 株当たり純資産額について 1 株当たり中間純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定は、中間会計期間を一会計期間とみて、1 株当たり当期純損益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする。また、中間期の 1 株当たり純資産額は、期末の 1 株当たり純資産額の算定に準ずるものとする。	（新　設）
中間財務諸表作成基準注解	**中間財務諸表作成基準注解**

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
（注 1）　中間決算と年度決算との関係について 年度決算では、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われるため、中間決算の基礎となった金額とは異なる金額が計上される場合がある。 例えば、たな卸資産又は有価証券の評価基準として低価基準が採用されている場合において、中間会計期間の末日の時価が取得原価よりも下落したときは、中間決算において評価損が計上されるが、当該中間会計期間を含む事業年度の末日の時価が取得原価以上の価額に回復したときは、年度決算では評価損は計上されない。外貨建長期金銭債権債務について計上した為替差損や時価が著しく下落した場合のたな卸資産等についての評価損についても、同様に取り扱われる。	**（注 1）　中間決算と年度決算との関係について** 年度決算では、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われるため、中間決算の基礎となった金額とは異なる金額が計上される場合がある。 例えば、たな卸資産又は有価証券の評価基準として低価基準が採用されている場合において、中間会計期間の末日の時価が取得原価よりも下落したときは、中間決算において評価損が計上されるが、当該中間会計期間を含む事業年度の末日の時価が取得原価以上の価額に回復したときは、年度決算では評価損は計上されない。外貨建長期金銭債権債務について計上した為替差損や時価が著しく下落した場合のたな卸資産等についての評価損についても、同様に取り扱われる。
（注 2）　簡便な決算手続の適用について 中間財務諸表を作成するに当たっての簡便な決算手続の適用例としては、次のようなものがある。 イ　中間決算時におけるたな卸高は、前事業年度に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定することができる。 ロ　減価償却の方法として定率法を採用している場合には、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により減価償却費を計上することができる。	**（注 2）　簡便な決算手続の適用について** 中間財務諸表を作成するに当たっての簡便な決算手続の適用例としては、次のようなものがある。 イ　中間決算時におけるたな卸高は、前事業年度に係る実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定することができる。 ロ　減価償却の方法として定率法を採用している場合には、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により減価償却費を計上することができる。

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
ハ　退職給付費用は、年間の退職給付費用を期間按分する方法により計上することができる。 ニ　中間財務諸表における役員賞与の会計処理は、財務諸表における会計処理に準じて処理する。なお、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間会計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、中間会計期間においては、費用処理しないことができる。	ハ　退職給与引当金繰入額は、事業年度の合理的な繰入見積額を期間按分する方法により計上することができる。 （新　設）
（注 3）　企業結合日に認識された繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分額の見直しについて 企業結合日に認識された繰延税金資産及び繰延税金負債への取得原価の配分額の見直しのうち、将来年度の課税所得の見積りの変更等による繰延税金資産の回収見込額の見直しによる修正（企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）第 73 項(2)）は、企業結合日と取得企業の事業年度との関係から、具体的には次のように処理することになる。 イ　企業結合日が取得企業の事業年度期首の場合 企業結合日の１年後（企業結合年度末）に繰延税金資産への取得原価の配分額を確定し、その額が企業結合日の繰延税金資産への取得原価の配分額となる。 企業結合年度の中間会計期間末においては、その時点で入	（新　設）

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
手可能な合理的な情報等に基づき計上する。これは基本的に「暫定的な会計処理」（結合分離適用指針第 69 項）として取り扱う。 ロ　企業結合日が取得企業の事業年度の期首の翌日以降の場合 企業結合年度の中間会計期間末においては、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき計上する。これは基本的に「暫定的な会計処理」（結合分離適用指針第 69 項）として取り扱う。 企業結合日から 1 年を経過した日（実務上は、1 年経過後最初に到来する中間会計期間末）において、企業結合日における繰延税金資産への取得原価の配分額が確定する。企業結合日において計上した繰延税金資産の額を修正する場合は結合分離適用指針第 73 項に従い会計処理する。	
（注 4）　1 株当たり中間純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益並びに中間期の 1 株当たり純資産額について 1 株当たり中間純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定は、中間会計期間を一会計期間とみて、1 株当たり当期純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする（企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」［設例 13］）。また、中間期の 1 株当たり純資産額は、期末の 1 株当たり純資産額の算定に準ずる	（新　設）

中間作成基準等に公開草案を反映させたイメージ	中間作成基準等
ものとする。	

以　上